



市長の資産等報告書の公開について

平成7年12月31日施行の「政治倫理の確立のための呉市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、次のとおり呉市長の資産等を公開します。

- 1 公開する文書**
資産等報告書
任期開始の日(令和3年11月19日)において有する資産等(条例第2条第1項)
- 2 公開日時**
令和4年4月28日(木) 9時～
- 3 公開場所**
呉市役所4階 秘書広報課
- 4 閲覧時間**
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- 5 閲覧手続**
秘書広報課受付において、閲覧請求書に必要項目を記入し、提出